

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



新型コロナウイルスワクチンの接種（臨時接種）期間は、令和5年3月31日までです。感染リスクが高まる年末年始に備え、早めの接種をご検討ください。

■ オミクロン株対応ワクチンの接種

対象 初回（1・2回目）接種を完了した12歳以上のすべての方

※前回の接種日から3か月以上の接種間隔を空ける必要があります。

※オミクロン株対応ワクチンの接種は、一人1回のみです。

使用ワクチン ファイザー社またはモデルナ社の2価ワクチン（オミクロン株と従来株に対応）

接種券 すでにお手元に届いている未利用の接種券で、ワクチン接種が受けられます。

予約方法	インターネット	電話
	予約サイト (24時間受付)	坂東市コロナワクチン予約センター ☎0297(21)2336 月曜日～金曜日(祝日を除く) 受付時間 午前9時～午後5時

接種券を無くしてしまった場合は、新型コロナワクチン対策室の窓口で、接種券再発行の手続きをお願いします。

■ 副反応について

現在接種が行われているワクチンでは、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、発熱などがみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。まれな頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）の発生が報告されており、医療機関や接種会場ですぐに治療を行うことになります。

Q ワクチン接種後の副反応はどこに相談したらよいですか。

A まずはかかりつけ医や接種を受けた医療機関で診ていただくこととなりますが、身近に医療機関が無い方を含め副反応についての相談窓口を県が設置しています。

茨城県新型コロナワクチンコールセンター（副反応相談窓口）

☎029(301)5394 受付時間：24時間対応（土曜・日曜・祝日も実施）

※掲載情報は、11月25日時点のものです。

☎新型コロナワクチン対策室 ☎0297(21)7111

厚生労働省
「新型コロナワクチンQ&A」▶



固定資産税についてのお知らせ

家屋を取り壊したときは課税課までご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在において土地、家屋、償却資産を所有している方が、その存在する市町村に納める税金です。家屋を取り壊したときは、課税課までご連絡ください。現地を確認のうえ、台帳から抹消させていただきます。ご連絡がなく賦課期日を過ぎてしまった場合は、翌年度も課税対象となる可能性があります。ご注意ください。



家屋を取り壊すと土地の税額が上がること

土地に居住のための一

定の要件を満たす家屋がある場合、「住宅用地に対する課税標準額の特例」が適用されます。税額の基礎となる額（課税標準額）のうち、地積の200㎡までの部分は小規模住宅用地として6分の1に軽減されます。また、200㎡を超える部分（家屋の床面積の10倍まで）は、3分の1に軽減されます。このため、要件を満たしていた家屋を取り壊すと軽減がなくなり、税額が上がることもあります。特例の適用は、毎年4月中旬にお送りしている固定資産税の課税明細書でご確認いただけます。



☎課税課

☎0297(21)2213

警察官を名乗る者であっても、お金の話がでたら、一旦電話を切り、最寄りの警察に相談しましょう